

不育症治療費を助成します

妊娠をしても、流産や死産などを2回以上繰り返すことを「不育症」と呼びます。不育症の治療は、医療保険が適用されないものが多く、高額な治療費がかかりますが、治療を受けることによって高い確率で子どもを授かることができると分かっています。

松田町では、少子化対策として、不育症の治療のうち医療保険が適用されない治療費について、所得に制限なく、治療に要する費用の一部を1回の治療につき上限30万円まで助成します。

【対象となる治療】

不育症と診断され、医療機関において平成28年4月1日以降に夫婦が受けた不育症治療とその検査に係る医療費のうち、保険診療対象外のもの。

※文書料や入院室料、室料差額、食事療養費など直接治療に関わらない費用や処方箋によらない医薬品などの費用は対象外となります。

【申請方法】

不育症治療終了日から6月以内に、次の書類を添えて役場2階子育て健康課に申請ください。申請用紙は、役場2階子育て健康課及び町ホームページに掲載しています。

○松田町不育症治療受診等証明書（町様式。不育症の診断、治療を受けた医療機関に作成を依頼してください。）

○不育症治療の支払いに係る医療機関の発行する領収書及び診療報酬証明書（保険外診療の金額がわかるもの）

○夫婦であることが証明できる書類※

○夫及び妻の住民票※

○健康保険被保険証など

○印鑑

※これらを確認するために必要な書類を、町職員が閲覧することについて申請者が承諾した場合に不要です。

【対象となる方】

次の要件をすべて満たす夫婦

○法律上の婚姻をしていること

○申請日に夫婦が1年以上前から松田町に住所を有し、かつ引き続き申請日現在も在住している

○医療保険各法に規定する被保険者もしくは組合員又は被扶養者である

○町民税及びこれに準ずる納付金などに滞納がない

○医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められた方

【助成内容】

1回の治療期間ごとの治療費の2分の1です（千円未満の端数は切り捨て）。ただし、1治療期間の限度額並びに1年度の限度額は30万円です。

【問い合わせ】

子育て健康課 健康づくり係
☎(84)5544

町選挙管理委員会委員が決定

町選挙管理委員会は、地方自治法に基づき設置され、法律などの定めるところにより、選挙に関する事務を行っています。

このたび、町議会の選挙により4名の方が委員に選ばれ、委員長などの職も決定しました。任期は、平成28年4月1日から4年間となります。

職名	氏名
委員長	おおだち たつじ 大館 達治
職務代理	たけうち みちお 竹内 迪雄
委員	しぶや のりつぐ 濫谷 倫次
委員	やじま しげお 矢嶋 重夫

【問い合わせ】
選挙管理委員会（総務課内）
☎(83)1221

平成28年 経済センサス 活動調査 を実施します

- 平成28年6月1日現在で、「経済センサス－活動調査」を実施します。
- 「経済センサス－活動調査」は全国すべての事業所・企業を対象に実施される調査です。
- 支社などを有する企業には、国が本社などに調査票を郵送します。
- 支社などが無い事業所には、調査員が直接伺い調査票をお配りします。
- パソコンを利用してオンラインでも回答できます。
- 調査票は5月末までに配布を行いますので、6月1日以降に提出してください。



【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

みんなでつくろう自治基本条例2!!

～町を取り巻く環境の変化から考える～

広報まつだ4月号にて掲載した「自治基本条例」について、町を取り巻く環境の変化から、条例の必要性について考えます。

1 人口の減少と高齢者の増加

平成27年に11,208人となった町の総人口は、今後、高齢者人口が増加する一方、年少人口及び生産年齢人口が減少し、全体としても減少することが推計されています。

しかし、人口減少すなわちマンパワーの低下では、町は衰退していく一方になってしまいます。

将来的にも町の活力を維持していくためには、町民の方々が主人公として輝く「まちづくり」を進める必要があります。

2 地域課題の多様化・複雑化

町民の方々をはじめ各種団体や企業も地域の重要な構成員です。

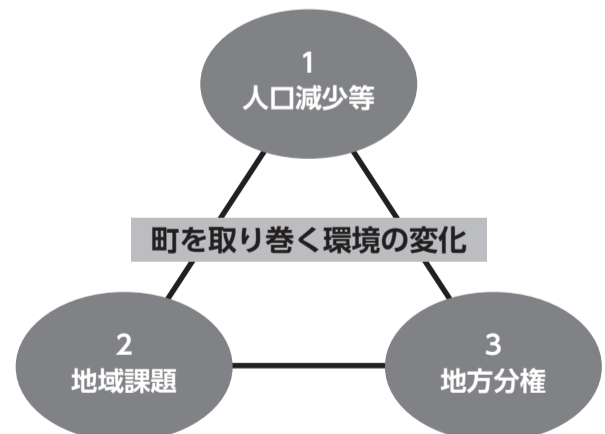
自治会をはじめとする地域組織のほか、最近では、NPOなどの新たな団体が設立され、ボランティア活動も増加しています。また、社会的には、地域の一員としての企業の役割にも期待が集まっています。

こうした組織・活動内容が多様化する一方、各地域や組織では、担い手の不足や参加者の確保などの課題を抱えており、解決には、地域や様々な主体と行政が連携して対応することが求められています。

3 地方分権の進展

これまでも段階的に国や県から町への権限移譲が進んでいます。

また、「地方分権一括法」の施行により、住民に身近な問題は身近な自治体に任せるといった考え方に基づいて、国の関与が限定・縮小され、町が自ら考え、地域の実情にかなう行政運営の実現が求められています。



こうした状況の下、政策決定に対して町民の理解と合意を得ることがますます重要となっています。

この政策形成過程への町民等の関わり方を明らかにする必要性が生じており、相互の役割・責任の再確認（ルール化）することを目的に制定する条例が「自治基本条例」です。

町では、みなさんと一緒になってこの条例を策定するため、今後、講演会や町民座談会等を計画しています。

これら概要が決定しましたら、広報等を通じお知らせしますので、ぜひ、ご参加ください。

【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222